

平成31年2月6日

青森県教育委員会第841回定例会

期 日 平成31年2月6日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

○報告第1号 中南地区統合校開設準備委員会報告書について …… 1

3 議 案

○議案第1号 青森県特別支援教育推進ビジョンについて …………… 2

4 その他

○職員の懲戒処分の状況について …………… 3

5 閉 会

報告第1号

中南地区統合校開設準備委員会報告書について

1 中南地区統合校開設準備委員会設置目的

黒石高校と黒石商業高校との統合による中南地区統合校を平成32年度に開設するに当たり、必要な準備を進めるため、第1期実施計画に基づく開設準備委員会を設置する。

2 中南地区統合校開設準備委員会委員

委員名	所属等	備考
黒坂 孝	県立黒石高等学校 校長	副委員長
三上 雅也	県立黒石商業高等学校 校長	副委員長
大久保 朝彦	県立黒石高等学校後援会 会長	
藤田 克文	県立黒石商業高等学校同窓会 会長	
山内 孝行	黒石市教育委員会 教育長	
古山 哲司	元県立弘前高等学校 校長	委員長

3 これまでの検討状況等

	日時・場所	内容
第1回	平成30年5月16日 県立黒石商業高等学校	○校名について ○目指す人財像等について
第2回	平成30年7月23日 黒石市産業会館	○校名の方向性について ○学科の方向性について ○校訓等の方向性について
第3回	平成30年10月29日 スポカルイン黒石	○校歌の方向性について ○校章の方向性について ○制服の方向性について ○黒石高校及び黒石商業高校の引継ぎ・連携等について ○黒石高校及び黒石商業高校に係る各種証明書の発行等について
第4回	平成30年12月27日 スポカルイン黒石	○報告書(案)について
	平成31年1月18日	○委員長から県教育委員会教育長へ報告書の提出

4 中南地区統合校開設準備委員会報告書

別冊のとおり

議案第 1 号

青森県特別支援教育推進ビジョンについて

青森県特別支援教育推進ビジョンを、別紙「青森県特別支援教育推進ビジョン」のとおり定める。

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 平成31年2月（1月1日～1月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域青森市の小学校 教諭（51歳 男性）
- ②事件の概要等 交通法規違反（最高速度50km/h以上の速度超過）
- ・ 平成30年8月11日（土）午前7時8分頃
 - ・ 宮城県内の高速道路
 - ・ 最高速度80km/hのところ、144km/hで走行
- ③処分内容 減給1月
- ④処分年月日 平成31年1月8日

参 考 資 料

第 8 4 1 回定例会（平成 3 1 年 2 月）

- 議案第 1 号
青森県特別支援教育推進ビジョンについて

P 1 ~ 16

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

1 実施期間等

平成30年10月25日～12月3日（40日間）

2 提出者数（総件数）

8者（34件）

3 区分別件数

※ 提出された意見等は、ビジョン（案）の5つの基本方針と全般・その他として整理した。

（1）特別支援学校のセンター的機能の充実・強化	5件
（2）教職員の専門性の維持・向上	8件
（3）特別支援学校の学習環境の充実	4件
（4）キャリア教育・職業教育の充実	4件
（5）特別支援学校と地域等との連携推進	3件
（6）全般・その他	10件

4 処理区分（あおり県民政策提案実施要綱）

（1）文章修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	1件
（2）記述済み・・・既に記述済みであるもの。	13件
（3）実施段階検討・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	0件
（4）反映困難・・・反映が困難なもの。	0件
（5）その他・・・質問や感想。施策の体系外への意見。	20件

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校のセンター的機能の充実・強化	1	特別支援学校のセンター的機能、小・中学校等における校内支援体制の充実については、担当教員の負担増にならない配慮、もしくは計画的な教員配置（定数増）、手当の支給についても検討し、予算を確保するべきではないか。	その他	特別支援学校においては、センター的機能の充実を図るため、教員の負担を軽減するように配慮をしています。また、公立小・中学校の教職員配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、当該学校の学級数や児童生徒数により行っているところです。県教育委員会では、教職員の配置を充実するため、国に対して要望しているところであり、今後も継続して要望していきます。
	2	中学校の通級指導教室が増えつつあること、また高等学校にも通級指導教室を設置して下さったことに感謝している。引き続き、中学校、高等学校にも通級指導教室を増設して行くことと、できるだけ他校からの生徒も受け入れる形で実施することもビジョンに加えていただくことを希望する。	その他	小・中学校の通級指導教室の設置については、学校設置者である市町村教育委員会からの設置要望を踏まえ、国からの「通級指導対応」の加配定数を活用し、通級児童生徒数などを勘案して教員を配置しているところであり、引き続き、市町村教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実を図っていきます。 県立高等学校における通級による指導については、平成30年度から北斗高等学校における円滑な実施に努めるとともに、同校の実践を踏まえ、今後の県立高等学校における通級による指導の在り方について検討していきます。
	3	通級指導教室はまだ十分ではない。時間や労力など子も親も多くの負担があり、通級による指導を必要としながら受けられない子どもも多くいると思う。このような特別支援教育過疎地を無くすべく、長期ビジョンとしては全市町村への通級指導教室の設置を目指していただきたい。	その他	

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校のセンター的機能の充実・強化	4	校内支援体制において、各高校で校内委員会や特別支援教育コーディネーターの指名がされているということであるが、高校受検時での合理的配慮はどうなっているのか。	その他	県立高等学校入学者選抜要項においては、難聴者、弱視者、その他身体の不自由な者等で、学力検査の受検及び入学後の指導に当たって、特に配慮する必要のある者については、あらかじめ出願先県立高等学校の校長に直接その事情を連絡し、別に「身体等の状況の記録」を作成し、健康診断書など、「身体等の状況の記録」に記載した内容を証明する書類を添付して提出することになります。出願先県立高等学校は、中学校の学習活動で配慮してきた状況や提出された資料をもとに、入学者選抜において高等学校側で可能な合理的配慮を中学校側に伝え、入学者選抜を実施することになります。
	5	<p>おかげ様で小学校は、自校の生徒や通級で通って来る生徒に対し手厚い指導ができるようになり本当にありがたく思っている。ただ今後市町村の就学前の子の療育機関から小学校に入って来る子のための、市町村と小学校とのその子達に関する情報の共有が今後の課題である。小学校が必要な先生の人数を確保したり障害特性に応じた研修や教材の準備、予算措置などのために、障がいの特性や実際の状態、どのような対応をしてどのように変化してきたか、今後の課題など、相前から複数回の情報共有の話し合いの場が必要なはず。このような子達は、入学の日、最初の対応が特に大切です。子供達にとっては環境が大きく変わる日であり、この日の対応が不適切なために学校に行けなくなったりすることもある。万全の準備の上で入学の日を迎えていただきたい。</p> <p>そのために、顔を合わせて伝え合うことに加えて、青森県教育支援ファイル、個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・共有も大変有効だと思います。近年見えてきたこの市町村の機関から小学校に移るときの連携という問題について、スムーズな流れを構築できるように、県としても気を配っていただけるとありがたい。これもビジョンのどこかに注意点として入れることはできないか。</p>	文章修正等	<p><u>御指摘を受けて検討した結果、基本方針において、就学・進学等における支援の引継に係る関係機関の連携体制の強化について明確に読み取ることができるように訂正する必要があると考えました。</u></p> <p>そこで、12ページのⅢ1（4）において、以下とおり追記することとします。</p> <p>（4）小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実及び連携強化 「地区特別支援連携協議会」の研修や情報提供の機会の充実を図るとともに、校長のリーダーシップの下、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の強化を図ります。また、特別な教育的ニーズのある児童生徒の進学等に係る支援の引継ぎについて連携体制の強化を図ります。</p> <p>※ 追記部分は下線</p>

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
教職員の専門性の維持・向上	6	特別支援学校は、特別支援学校教諭免許状をもった専門性のある教員が 100%であってほしいと強く望む。	記述済み	いただいた御意見のとおり、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められると認識しています。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の2「教職員の専門性の向上」において、「（1）特別支援学校教諭免許状の取得率の向上」、「（2）特別支援教育に係る研修の充実」、「（3）小・中学校等と特別支援学校間の指導の専門性の共有」を通じて、本県の教職員の専門性の向上を図ることとしています。
	7	発達障害の生徒はどの学校にも必ずいるということから、校種を問わず全ての教員を対象に、特別支援教育を学ぶ機会や免許取得を勧め、もっと深く勉強する機会をつくる「かじ取り」を教育委員会は粘り強く継続し、情報発信をし続けていただきたい。	記述済み	
	8	特に特別支援学級における職員の専門性を向上していただきたいと考えています。多くの小中学校に特別支援学級が設置され、学校生活の適切な支援がなされていると思う。しかし、聞くところによると学級担任の障がい理解が不十分な場合があり、生徒やその保護者がつらい思いをしていることもあるとか。多くの先生は障がい理解や適切な支援をしてくださっていると思う。支援学級の担任となる先生方の専門性が統一されれば、さらに能力を伸ばしていく児童生徒が増えるのではないかと。 また、担任の先生ばかりではなく、小中学校の管理職の先生方の障がい理解もさらに深めていただきたいと同時に思う。支援学校と支援学級では伸びる力（主に学力）に違いがあるように思う。ぜひ支援学級に進み、能力を伸ばしていく児童生徒が増え、将来、地域社会で生活してほしいと願っている。	記述済み	

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
教職員の専門性の維持・向上	9	保護者には、特別支援学級や通級指導教室には、できるだけ特別支援教育に意欲のある先生を、また、経験者が研修を十分に受けた先生を配置して欲しいという希望がある。通常学級の先生であっても特別支援教育について学びたい意欲のある先生が研修を受けやすい体制も必要である。そして、配置後であっても、この教室で頑張っていこうという意欲ある先生方が研修を受けやすい体制も必要である。特別支援の先生は代わりが見つかりにくいめになかなか研修に出られないという事情もあるようなので、何とか工夫していただき、特別支援教育の研修のさらなる充実と、通常学級の先生も、特別支援教室や通級指導教室の先生も研修を受けやすい体制作りと、研修への参加の促進をビジョンに加えることを希望する。	その他	教員は、研究と修養をとおして、特別支援教育のみならず、様々な分野の専門性の維持・向上に努める必要があるものと考えます。引き続き、各部署が連携しながら、研修の充実に向けた取組を進めていきます。
	10	教職員の専門性の維持・向上については、研修に出やすい環境づくり、研修内容の工夫、さらに小・中学校等の通常学級の担任への意識改革に向けた取り組みを特別支援教育推進室が中心となって、学校教育課全体の課題として取り組むべきである。	その他	
	11	特別支援学校及び特別支援教育に係る実践発表を地域ごとに夏季休暇中に毎年設定し、全員がレポートを持ち合い実践的に研修する機会を提供されてはいかがか。	その他	

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
教職員の専門性の維持・向上	12	<p>特別支援教育は障がいを持つ子に限らず全ての子に応用ができる教育だと思う。「特別」という名だが、一人ひとりが抱える困難に対してどう教育育てていくかを考える基本的な教育法であり、一人の子への対処法を実行したら多くの子が改善した、というケースもある。通常学級の先生に特別支援教育の勉強をしていただくと生徒の問題点に気がつきやすくなり自分でも工夫できることはもちろん、通級の先生も指示が出しやすくなったり互いに協力しやすくなったりするようである。「共生社会」をめざすためにも通常学級の先生が「各種障がいの理解と合理的配慮」について学ぶことはとても意義が大きいと思う。</p>	その他	<p>県教育委員会では、通常の学級における特別支援教育の充実のため、各種研修や講演会等を実施してきたほか、新学習指導要領で増補された特別支援教育に関する内容についても周知を図っているところであり、引き続き、これらの取組を通じ、通常の学級における特別支援教育を推進していきます。</p>
	13	<p>特別支援学校も今後、軽度知的障害の児童生徒が増えることが予想される。重度・重複の児童生徒も軽度の児童生徒も輝ける、個々の能力に合わせながらもお互いに理解し助け合っていけるような指導を望む。そのためには、教員も世の中の流れに敏感になることが必要だところと思う。ぜひ先生方が教員同士だけではなく、様々な職業の人との交流をしてほしいと考えている。</p>	その他	<p>県教育委員会では、平成30年度から、学校運営に地域の声を積極的に生かすためにコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を森田養護学校に導入し、その効果について検証を進めています。引き続き、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていきます。</p>

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校の学習環境の充実	14	県立青森第二養護学校は通学範囲が広く、通学所要時間が体力的に厳しい児童もいます。学習活動や行事にも影響が出ています。青森市内西部にも主として知的障がいを対象とする養護学校の必要性を感じます。	その他	県教育委員会では、県立特別支援学校の児童生徒が広範囲から通学していることを踏まえ、スクールバスの適切な配置・運行など、通学の負担軽減に努めているところです。
	15	医療的ケアを必要とする児童、生徒に対して、看護師資格のある臨時講師、及び、一定の研修を受けた教員が、そのケアにあたり必要な教育を受けていけるという状況を継続してほしい。また、人員が不足していると聞いています。ヘルパーや看護師免許だけでケアできるとか、ケア児童に対して安心して教育を受けられるような（遠足や修学旅行なども）環境を整えてほしいと願う。	記述済み	医療的ケアについては、「青森県立特別支援学校教育推進プラン」において「複数の障害種別に応じた教育の充実」を基本方針に掲げ、学習環境の充実に努めてきたところです。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の3「特別支援学校の学習環境の充実」において、引き続き、医療的ケアを含めた特別支援学校の基礎的環境整備の充実に取り組んでいくこととしています。
	16	学習環境の充実については、特別支援学校だけでなく、特別支援学級の環境整備も視野に入れてプランを立てるべきである。在籍生徒数減を理由とする安易な統廃合には反対する。学校施設においては、児童生徒の健康と命を守り、豊かな学習環境を整備するという視点でエアコンやトイレの整備を計画的に行うよう記載すべきである。支援学級においては、学習環境保障の観点から、学級定員を6名にするよう計画に盛り込むべきである。	その他	小・中学校等の学習環境整備については、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して十分な教育を提供する上で、重要であると考えております。 特別支援学級の編制基準については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により8人となっています。県教育委員会では、編制基準の引下げを国に対して要望しているところであり、今後も継続して要望していきます。

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校の学習環境の充実	17	<p>特別支援学校高等部に通学が困難な地区、通級学級が設置されていない地区では、せめて通級による指導は可能であるように早急を実施してください。特別支援学校高等部の教育を受けることを希望しても、地理的に通学不可能だからと諦めるのではなく地区に関わらず寄宿舍・宿泊施設の設置や福祉サービス等を活用して、障がいの種類・程度に関わらず高等部教育が可能になるような方法を検討・実施してほしい。特に医療的措置を要したり、障がい重複したりしている場合も、希望があれば、高等部又は高等学校教育が受けられるようにしてほしい。</p>	その他	<p>本県は、県内6地区全ての特別支援学校に高等部を設置しており、特別支援学校中学部の生徒のうち、高等部等への進学を希望する生徒のほとんどが進学しています。（平成30年度の進学率は98.6%）</p> <p>また、高等部普通科を設置する県立特別支援学校14校のうち、13校において障害が重複、又は重度である生徒を対象とする学級を設置しているほか、県立高等学校においても、生徒の障害の状況に応じて必要な合理的配慮をしています。</p>

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
キャリア教育・職業教育の充実	18	青森県教育庁障害者就労促進センターは、基盤が整っての開設だったのか。誰のための就労促進センターであるのか、今一度、関わる方々全員での再確認と共通理解をしていただきたい。	その他	ビジョン（案）9ページに記載しております県教育庁障害者就労促進センターでは、業務員の一般事業所への円滑な移行を図ることを目的として、連絡協議会での定期的な情報交換や障害者就業・生活支援センター等との連携により、適切な運営に努めているところです。
	19	キャリア教育、職業教育については、児童生徒の発達を考慮したものとし、特に高等部においては、単なる職業教育にならないように「青年期教育」の視点で教育内容に取り組むことを記載すべきである。また、特別支援学校卒業生の就労先として、県庁や県教委でできる仕事を特別支援教育推進室がレクチャーするなどし、就労先開拓に県教委としても取り組んでいる姿勢を見せるべきである。	その他	幼児児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身につけられるよう、引き続きキャリア教育・職業教育の充実に取り組んでいきます。
	20	これから労働力不足がさらに深刻化する中で、障害を持った生徒であっても、将来、健常者と同じ仕事をするのがますます期待されると思う。その症状や病状などをしっかりと理解し、対策しておけば共働する事は可能であると思う。例えばコンピューターの操作が得意だけど、電話や対面でのコミュニケーションが苦手である生徒であっても、電子メールを利用してのコミュニケーションは取れるケースなど、そういったところに適材適所で生徒の進路実現を図るためには、やはり教師の理解と切れ目のない指導が必要だと思う。その力を社会は必要としていると思う。	記述済み	いただいた御意見のとおり、ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の4「キャリア教育・職業教育の充実」において、障害のある児童生徒が、卒業後、その能力を最大限に発揮し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためにキャリア教育・職業教育の充実を図ることとしています。
	21	支援の必要な方々が最も不安に感じているのは、学校教育が終了した後の生活の基盤、支援だと思えます。学校側が行うキャリア教育と実社会とのギャップが生じないような、事業所等との連携が、支援を必要とする方々の安心や意欲の向上につながると感じました。	記述済み	

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
特別支援学校と地域等との連携	22	保護者や福祉関係者等と学校側とにおける、地域生活に関する情報交換をしていければと考える。	記述済み	いただいた御意見のとおり、障害のある児童生徒が、地域で自立し、社会参加していくためには、福祉、医療、労働等の様々な関係機関と学校が密接に連携し、共通理解の下、早期からの一貫した支援体制の構築が重要と考えます。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の5「特別支援学校と地域等との連携推進」において、社会とつながる学校づくりに取り組んでいくこととしています。
	23	「共生社会」の実現を願うとき、通常学級の生徒達に障がいや障がい者について理解してもらうこと、学んでもらうことは、とても大切に避けて通れないことだと思う。11ページの「交流及び共同学習の推進」はそういう意味では素晴らしい活動だと思っています。ただ、もっと多くの子達に多くのことを理解して欲しい。	記述済み	いただいた御意見のとおり、共生社会の形成に向けて、早期から、障害のある人とない人が交流し、相互理解を深めていくことが必要と考えます。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の5「特別支援学校と地域等との連携推進」において、地域や学校等に対しての理解啓発を図るとともに、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実を図ることとしています。
	24	スポーツについて、普通の高校にあるように、特別支援学校にも高総体のような大会があれば、卒業後もバレーボール、バスケットボール等に親しみを持って余暇支援も上手くいくように思う。	記述済み	ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の5「生涯を通じた学び、スポーツ・文化活動の推進」において、障害のある児童生徒が、障害の有無に関わらず、地域社会において、卒業後も障害を通じて教育やスポーツ・文化活動等の様々な機会に親しみ、幸福で豊かな生活を営むことができるように、生涯学習の基盤づくりに取り組むこととしています。

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
全般・その他	25	<p>学習指導要領から求められることが多くなっているように思える。児童生徒の発達段階を考慮して指導（学習）内容を構築することを明記するべきである。また、地域との連携については、地域社会における障害の理解促進の課題も大きいので、通常学校・学級における障害者理解・共生社会構築への取り組みを進めるとともに、これらの内容について学校だけが行うのではなく、特別支援教育推進室が中心となって学校教育課各グループや他の部局と連携して、地域での理解促進に努める姿勢を示すべきである。</p>	記述済み	<p>発達の段階を考慮した指導を行うことについては、特別支援学校及び小・中学校等の学習指導要領に示されているところであり、ビジョン（案）は、学習指導要領の考え方を踏まえつつ、「はじめに」に示すとおり、関係機関による連携の下、障害のある幼児児童生徒が地域社会で自らの力を最大限発揮し、共生社会の一員として自立し、積極的に社会参加できるよう、地域と連携・協働した基盤づくりを推進するものです。</p>
	26	<p>キャリア教育も良いが、地域で生きていくための社会のルール、つまりこういうことをすると駄目ですよという善悪の教育（道徳）が必要でないかと思う。</p>	その他	<p>各県立特別支援学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を考慮して道徳教育の重点目標を設定するとともに、各教科等における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示した全体計画を作成し、学校・家庭・地域の連携の下、適切に道徳教育を推進しているところです。</p>
	27	<p>学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に関して、教員にも保護者にも仕組みが変わったことがまだまだ周知不足と感じます。校長先生はじめ現場の先生方全員に対して、「変わったこと」と「何故変わったのか」が分かるように説明の機会を作ってほしいです。特にこれから特別支援教育を受けることを検討している保護者には、趣旨がよく理解できるように丁寧に説明していただきたい。</p>	その他	<p>県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、あらゆる機会を通じて、引き続き、地域社会への特別支援教育に関する理解啓発に取り組んでいくこととしています。</p>

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
全般・その他	28	<p>子育てをしながら常日頃思っていたことは、支援の必要な子どもと一緒に活動する機会があつて理解し合えれば、子どもたちの視野が拡がり、やさしい社会ができるのではと感じていた。もちろん、そうしたお膳立てを求めてはいないが、共生社会をつくるために、全ての人々を巻き込む工夫に期待している。</p>	記述済み	<p>ビジョン（案）では、「はじめに」において、障害のある幼児児童生徒が地域社会で自らの力を最大限発揮し、共生社会の一員として自立し、積極的に社会参加できるよう、地域と連携・協働した基盤づくりを推進することを示しているほか、Ⅲ「基本方針」の5「特別支援学校と地域等との連携推進」において、地域や学校等に対する理解啓発を図るとともに、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実を図ることとしています。</p>
	29	<p>最低限、自分達と同じ普通の人間だと偏見なく見れるようになる教育を、通常学級を含む全学級の中で、人間教育としてしていただければ、と思う。これはきっと、障がい者に限らず全ての他人を尊重する、また自分自身も尊重されるべき存在なのだという意識につながっている気がする。そのような教育の推進ビジョンも模索していただけたらうれしい。</p>	記述済み	
	30	<p>卒業後は、就職や在宅、福祉施設利用など、様々な進路があると思いますが、卒業してしまうと連絡をとることが出来ません。そこで学校にいる間または卒業後に、普通の高校にあたる「同窓会」のようなものを作り、その後も集まって何かをする基盤になるようなこともしてほしい。</p>	その他	

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
全般・その他	31	参加対象が県民全体であるかと思うが、たくさんの方々を巻き込むことができるのが理想だと感じた。学校、地域、事業所等々、遠慮なくこのビジョンの存在を発信すべきだと思う。特別支援教育は特別支援が必要な人たちだけのことではないことも理解してもらうことが大切だと思う。教育委員会内の方々が多種多様な業務を抱えていらっしゃることは想像に難くないが、大元締めである教育委員会内でも部署横断的な関わりも大事だと感じた。例えば学校でPTAの集会や参観日の懇談時の一部の時間を使って、特別支援についての概説、具体的な支援方法や、プライバシーに差し支えない程度に、その学校や地域の特別支援教育の現状を知ってもらうこともあっていいと思う。全ての方々へのさらなる啓発活動を推進していく仕組みがあればと感じた。	その他	総合学校教育センターにおいて県民を対象に特別支援教育に関するセミナーを開催しているほか、各特別支援学校においても地域住民を対象に障害者アスリートの講演会等を開催するなど、様々な機会を通じ、共生社会の形成に係る理解啓発に努めています。
	32	通常学級の生徒が、障がいや障がいを持つ人について学ぶ、理解する、といっても先生が教科書を読み上げるだけでできることではない。どのような方法で学ぶか、理解するかということは今後県の方でもお考えいただければと思う。	記述済み	いただいた御意見のとおり、共生社会の形成に向けて、障害のない人が、障害に関する正しい知識を得る機会を通じて、障害者理解を推進していくことが必要と考えます。 ビジョン（案）では、Ⅲ「基本方針」の5「特別支援学校と地域等との連携推進」において、地域や学校等に対しての理解啓発を図るとともに、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実を図ることとしており、これらの機会を通じて障害者理解を推進します。

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）結果について

区分	番号	提出された意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
全般・その他	33	<p>今後10年のビジョンとなると「多様な学びの場の整備」と障害者権利条約が目指す方向性、文科省の「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」という方向性から、人数はだんだん、特別支援学校⇒特別支援学級⇒通級による指導⇒通常の学級へと移っていくはずであり、またそうあるべきである。そのためには各「場」でより手厚い支援ができるようにならなければならない。最終的には多くの子が地域の学校で個に応じた支援と共に教育を受けられる状態に、10年の間にはかなり近づくのではないかと。そう考えると、本ビジョンは特別支援学校の整備に多くの比重があり、特別支援学級、通級指導教室や通常の学級についてのビジョンにももっと触れただけなら、という気がする。もっとも、特別支援学校は県の設置だが小中学校は市町村の設置であるところ、このビジョンは青森県教育委員会の作成であり、特別支援学校教育推進プランを継承したものであることから、特別支援学校に関する記述が多くなるのは当然とも思う。でも他の「場」のために県ができることも多くあると思うし、ビジョンを示すだけでも市町村にも大きな影響を与え得ると考える。</p>	その他	<p>ビジョン(案)は、本県の特別支援教育全体の今後の方向性を示すものであり、インクルーシブ教育システムの構築については、Ⅲ「基本方針」に示している5つの基本方針の下、市町村教育委員会との連携強化を図り、取り組んでいくこととしています。</p>
	34	<p>学校に来れる子は、どんな子であっても先生が何とか育ててくださり、本当にありがたい。それは特別支援学校でも小中学校でもそうだと思う。ただ、学校に出て来れない子もいます。そのような子への配慮がまだ手薄だと感じる。ほとんど親任せ、家庭任せとなり、親は悩むが結局何もできず、子は結果的に教育から排除された状態となっていることが多い気がする。具体的ビジョンはまだ難しいかもしれないが、課題としてだけでも意識していただきたい。</p>	その他	<p>県教育委員会では、不登校児童生徒への取組として、これまで、相談電話の設置や学校へのスクールカウンセラーの配置により、本人や保護者等の相談活動に当たるとともに、スクールソーシャルワーカーを活用し、不登校児童生徒を取り巻く環境の改善を図るなど、学校復帰に向けた取組を推進してきています。</p>

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）に関する 地区説明会の実施状況について

パブリック・コメント実施期間中に次のとおり、県内6地区において地区説明会を開催

期日	地区	会場	参加者数
11/5	三八	八戸高等支援学校	35名
11/6	西北	森田養護学校	8名
11/7	上北	七戸養護学校	13名
11/8	下北	むつ来さまい館	10名
11/9	東青	青森第二高等養護学校	27名
11/13	中南	弘前市立中央公民館岩木館	32名
計	6地区		125名

青森県特別支援教育推進ビジョン(案)

～学びを「つなぐ」「深める」「生かす」ための今後10年の道筋～

I 近年の特別支援教育に関する動向

特別支援学校新学習指導要領の改善の方向性 (平成29年4月)

- 1 学びの連続性を重視した対応
- 2 一人一人に応じた指導の充実
- 3 自立と社会参加に向けた教育の充実

■国連総会において、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を採択(平成18年12月) ■特別支援教育の本格的実施(平成19年4月) ■改正障害者基本法施行(障害者権利条約対応)(平成23年8月) ■共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(平成24年7月) ■就学制度改正(平成25年9月) ■障害者権利条約批准(平成26年1月) ■障害者の差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)施行(平成28年4月) ■特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領告示(平成29年4月) ■特別支援学校高等部学習指導要領告示(平成31年2月)

II 本県特別支援教育の現状と課題

1 学びをつなぐ ～ 学びの連続性を重視した対応 ～



(1) 特別支援学校のセンター的機能の充実

現状 ○小・中学校等支援、教育相談等の実施、地区における連携体制の整備を推進

課題 ○巡回相談の活用促進
○教育相談体制の充実・強化 等

(2) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実

現状 ○各計画の作成、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等、校内支援体制の構築を推進

課題 ○通常の学級における各計画の作成率の向上
○小・中学校及び高等学校間の支援情報の適切な引き継ぎ 等

2 学びを深める ～ 一人一人に応じた指導の充実 ～



(1) 教職員の専門性の維持・向上

現状 ○全ての教職員が適切な指導及び必要な支援を行うために各種研修等を実施

課題 ○基礎的な知識・技能の向上
○各障害種の指導の専門性の維持・向上 等

(2) 特別支援学校の学習環境の充実

現状 ○校舎の増改築、複数の障害種への対応、給食の実施など、多角的に推進

課題 ○一定規模の学習集団の確保
○県域における病弱・身体虚弱教育の充実 等

3 学びを生かす ～ 自立と社会参加に向けた教育の充実 ～



(1) キャリア教育の充実

現状 ○特別支援学校における全体計画の作成、各事業により継続的にキャリア教育を推進

課題 ○幼稚園、小・中学部、高等部の発達の段階を踏まえたキャリア教育の更なる充実
○小・中学校等と連携したキャリア教育の推進 等

(2) 福祉、労働等の関係機関との連携による職業教育の充実

現状 ○授業改善を図るとともに地域の関係機関との連携を推進

課題 ○地域の特色を生かした学習の展開
○実習協力事業所等との連携強化 等

(3) 特別支援学校と地域等との連携の推進

現状 ○交流及び共同学習を推進
○学校運営協議会の設置

課題 ○地域で学び、活動していくための基盤づくり
○居住地校交流の推進 等

III 基本方針

～インクルーシブ教育システムの構築を目指して～

1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化

- (1) 特別支援教育巡回相談の充実
- (2) 特別支援学校の教育相談の充実・強化
- (3) 「地区特別支援連携協議会」を中心とした教育相談体制の充実・強化
- (4) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実及び連携強化

2 教職員の専門性の維持・向上

- (1) 特別支援学校教諭免許状の取得率の向上
- (2) 特別支援教育に係る研修の充実
- (3) 小・中学校等と特別支援学校間の指導の専門性の共有

3 特別支援学校の学習環境の充実

- (1) 特別支援学校の今後の在り方についての検討
- (2) 特別支援学校の基礎的環境整備の充実

4 キャリア教育・職業教育の充実

- (1) 特別支援学校におけるキャリア教育の充実
- (2) 特別支援学校における職業教育の充実
- (3) 小・中学校等との連携による特別な教育的ニーズのある児童生徒のキャリア教育の充実

5 特別支援学校と地域等との連携推進

- (1) 地域に開かれた特色ある学校づくり
- (2) 交流及び共同学習の更なる充実
- (3) 生涯を通じた学び、スポーツ・文化活動の推進

学びを「つなぐ」「深める」「生かす」



共生社会の形成

中南地区統合校開設準備委員会報告書

平成31年1月18日

中南地区統合校開設準備委員会

平成31年1月18日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 殿

中南地区統合校開設準備委員会
委員長 古山 哲司

中南地区統合校開設準備委員会の協議内容について（報告）

本開設準備委員会で、これまで協議した内容を、次のように取りまとめましたので報告します。

1 中南地区統合校開設準備委員会の設置趣旨及び協議について

中南地区統合校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）は、平成29年7月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、平成32年度に県立黒石高等学校及び県立黒石商業高等学校の統合による中南地区統合校の開設に必要な準備を進めるため、両校の校長、学校関係団体の代表者等を委員として設置されたものです。

以下は、開設準備委員会で協議を行った内容ですので、県教育委員会におかれては、今後この報告書を踏まえ、中南地区統合校の開設に向けた検討を行っていただくことを望みます。

2 開設準備委員会における協議事項及び協議結果について

(1) 中南地区統合校の基本理念

協議事項	協議結果
校名	<p>○ 「黒石高等学校」及び「(新元号)黒石高等学校」の2案を開設準備委員会の案とする。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒石市内に複数高校がある場合には様々な名前を検討することもあるかと思うが、黒石市内に1校しかなくなるので「黒石高校」にならざるを得ないのではないかと思う。 ・ 黒石高校及び黒石商業高校を一旦閉校し、新たに設置するという考え方を踏まえれば、2校ある場合は地名プラスほかの何かということになるが、1校しかないことから地名にならざるを得ないと感じる。 ・ 黒石市に唯一の学校となることから、他の学校と区別する必要がないと考えられる。やはり重きを置くのは地名であり、黒石市に唯一の学校であるということを強く打ち出す校名ということで「黒石高校」としてはどうか。 ・ 統合校が「黒石高校」となれば、「黒石商業高校」が吸収されてなくなってしまったと思われる可能性が強くなる。したがって、校名は「黒石+α」とし、来年、新たな元号になるのでその元号を黒石の前に入れ「青森県立(新元号)黒石高等学校」としてはどうか。 ・ 住民感情として様々なものは理解できるが、今は未来のことも過去のことも考え、単なる感情論ではない形で考える必要がある。 ・ 「黒石総合高校」にした場合、「総合学科」を設置している高校と勘違いされるおそれがある。また、現在、黒石高校は、普通科だけの高校ではなく看護科もあり、かつては英語科もあった。複数の学科を有している時から「黒石高校」であるので、改めて大学科「商業」を有する学校として「黒石実業高校」とするのもどうなのかと感じる。 ・ 「黒石高校」は従来から使われてきた校名であるため、新しさに欠けるという印象を持つ方もいるとは思う。しかし、このように委員の御意見を伺うと「黒石高校」という地名単独の校名が、黒石市に唯一の高校となる学校にふさわしい名前ではないかという印象を受けた。 ・ これまでの校名決定方法の連続性を保持した方が良い。 ・ 黒石市に1校であるので黒石高校と考えるが、新しい学校という観点から新元号を付す案も良案である。 ・ 多数の意見として「黒石高校」という地名単独の校名とするものであったが、新たな学校であることから新たな校名にする案も少数ではあるものの無視できない意見であろう。

協議事項	協議結果
<p>情報デザインに関する学び</p>	<p>○ 統合校における情報デザインに関する学びは商業科の専門性を強く打ち出した上で学科とし特色を出してもらいたい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報デザイン科という単独の学科として設置することが望ましいと考える。現在よりも学校規模が大きくなるので、学科として設置した方が、生徒の選択の幅、つまり多様性が確保できる。ただし、現在は商業的な色合いがやや薄まっていると思うので、大学科「商業」ということをしっかりアピールするような教育課程を編成した上で取り組むことが必要だと考える。 ・ 情報デザイン科の専門性を深化させるためには入学後の早い段階から手がけることが必要となるので、間違いなく「学科」である必要がある。定員割れについては「商業」という学びがうまく中学生等に伝わっていなかったことも要因として考えられるので、黒石高校と黒石商業高校が統合することによって大学科「商業」をアピールするチャンスになるのではないかと考える。 ・ 統合校には地域に根ざし、地域に密着した形でこれからも協力していただかなければならないと考える。黒石市を良くするために協力していただけていくことを考えると、やはり学科でなければ活動しにくいだろう。 ・ やむを得ず統合するという状態ではあるが、学科という形で日常的にチャレンジできる場所を黒石市内に確保し、将来に向かって子どもたちに新しい夢を与えることが、本当に黒石地域の子どもたちを幸せにする第一歩になると思う。 ・ コースにして2年生から2年間学ぶよりも、学科として特色を大いに出して募集した方が、新しい高校の中で特別な学習ができる場を選択することが可能となるので、今までには全くないような非常に質の高いものだということをアピールできると考える。 ・ 情報デザイン科は大学科「商業」として教育課程の見直しを行った上で学科として設置した方が良い。 ・ 特色ある教育活動を行うためには、情報デザインに関する学びは学科として設置した方が良い。 ・ 情報デザインに関する学びを学科として設置することは定員確保が大きな課題となるが、統合校では「特色ある学科」として盛り上げ、生徒の夢の実現に向けて努力するとの考え方で全委員が一致したと思う。

協議事項	協議結果
校 訓	<p>○ 黒石高校の校訓等をそのまま踏襲し、黒石商業高校の「誓いのことば」も引き継ぐ方向としてもらいたい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校訓、教育目標、教育方針、重点目標については従来の黒石高校のものを引き継ぎ、黒石商業高校の「誓いのことば」についてもそのまま引き継いではどうか。「誓いのことば」こそが、まさに黒石商業高校の魂ではないかと考える。外側の部分は黒石高校であっても中身に黒石商業高校の魂を組み入れることで、両校を生かしたことができるのではないかと思う。 ・ 「誓いのことば」はそのまま使っていただきたい。黒石商業高校の1回生から機会あるごとにこの「誓いのことば」を全員で唱えているため、黒石商業高校の目指したものが生徒に自然と根付き、その言葉は今でも多くの卒業生が覚えている。これを利用していただければ非常にうれしい。 ・ 黒石商業高校が今実践している「誓いのことば」は創立からの基本精神であり、この先実践しても何ら遜色がないものである。今後も生徒の教育に役に立つものと考えるので、統合校において是非踏襲し実践していただければ良い。 ・ 黒石高校の校訓等を活用するとともに、黒石商業高校の「誓いのことば」を実践していくことに委員全員が賛成だったと認識している。 ・ 校訓、教育目標、教育方針は現在の黒石高校のものをそのまま採用し、黒石商業高校の「誓いのことば」について文言を変えることなく取り入れるのが良い。 ・ 校訓等の方向性として、黒石商業高校の「誓いのことば」を取り入れることは非常に良いことだと考える。

協議事項	協議結果
<p>校 歌</p>	<p>○ 黒石高校及び黒石商業高校の校歌を併用することとし、その校歌の活用方法については統合校に一任する方向としたい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他県等の事例にもあるように、統合対象校の校歌をそれぞれ第1校歌、第2校歌として使用することが良いのではないか。歌詞については手直しが必要かもしれないが、黒石高校、黒石商業高校の校歌を第1校歌、第2校歌とし、校歌の使い方に関しては統合校に一任しても良いのではないか。 ・ 統合校に引き継げるものは引き継ぐこととし、校歌の歌詞はともかく第1校歌、第2校歌として扱うことが良いのではないか。 ・ 可能なのであれば第1校歌、第2校歌として活用した方が良い。 ・ 第1校歌、第2校歌として活用するのであれば両校の歴史と伝統も守れることから、わざわざ新たに作るよりは、この考え方が大変良いのではないかと思う。校歌はその地域に合わせた歌詞になっていると思うので、特に不都合がない。 ・ 校歌については、黒石商業高校の関係者の要望も加味しながら、黒石高校を中心に考えていただきたい。
<p>校 章</p>	<p>○ 一新することとし、黒石商業高校の情報デザイン科の生徒にデザインの制作を依頼する方向としたい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合校には情報デザイン科が設置されることになるかと思うので、現在の黒石商業高校情報デザイン科の生徒が苦痛に感じないのであれば、是非同科の生徒に新たな校章のデザインを制作していただき、それを活用してはどうか。 ・ 統合校が新しい学校であると対外的に発信できるのは校章と制服だと考えるので、どちらも新しいものに変えることによって地域の方々が統合について視覚から認識してもらえないのではないか。校章について、情報デザイン科の生徒にデザインの制作を依頼してはどうかとの意見は大変ありがたいものであり、それにより黒石商業高校としても統合するという意識が高まるのではないか。 ・ 校章については、黒石商業高校情報デザイン科の生徒が制作したデザインを新しい校章にすれば良いのではないか。黒石市内の統合する小学校においても黒石商業高校情報デザイン科に依頼し一新している。 ・ 校章に関しても黒石高校を中心に引き継いだ方が良いのではないか。 ・ 現在の黒石高校の校章は非常にシンプルで好きなので、仮に統合校の名称が「黒石高等学校」となった場合にはそのまま良いのではないかと思う。

協議事項	協議結果
<p>制 服</p>	<p>○ 一新することとし、デザイン等については両校の教職員でワーキンググループを設置するなど早期に検討することとしてもらいたい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制服については、中学生や高校生等の意見が反映されていることが多く、最近では、ブレザー型の制服が流行になっていると思う。 また、特に女子の生徒は制服のデザインも進学する高校を選ぶ際の基準になっていると中学校の先生方からも聞いている。このことも踏まえ一新してはどうか。 ・ 新たに統合校に入学する生徒は新しい制服で良いと考える。新しい制服は情報デザイン科の生徒にもデザインを考えてもらえば良いのではないか。 ・ 統合等を行わなくても各高校における判断により変えることがある。 ましてや今回は新しい学校になる。黒石市民や周辺市町村の方々にも新たな学校であることを理解してもらうためにも、是非新しい制服にした方が良い。 ・ 統合校が新しい学校であると対外的に発信できるのは校章と制服だと考えるので、どちらも新しいものに変えることによって地域の方々が統合について視覚から認識してもらえないか。 ・ 制服は子どもたちが着用するものなので、時代に合わせてデザイン等も変わっていくと思う。現在在学している生徒は現在の制服で卒業し、統合校に入学する生徒は新しい制服にしてもらいたい。 ・ 制服を一新する際には、来年度設置される開設準備室にデザイン等の選定を任せてはどうか。 制服業者等の意見も聞きながら、長く使用できる生地にするなど子どもたちに適したものにしてもらいたい。 ・ 平成32年4月に新たな制服が必要だということを考えると、いつまでにデザインの検討等がなされれば良いかなどタイムリミットから逆算して考えた方が良いと思う。 ・ 開設準備室が設置される前ではあるが、黒石高校と黒石商業高校の専門的な知識がある教員等でワーキンググループのように組織し、前もって少しずつ検討していくことが良いのではないか。 ・ 高校は中学生向けの体験入学を大体7月下旬に行っており、その段階で新たな制服ができあがっていれば一番良いと思う。 そのように考えると、来年度開設準備室が設置されてから検討しては間に合わないと思うので、学校関係者等でワーキンググループを立ち上げ、直ちに検討した方が良いのではないか。

協議事項	協議結果
<p>目指す人財像等</p>	<p>○ 「社会の一員として地域づくりに意欲的に参画する人財」、「マーケティング活動等に活用できるデザインに関する専門的な知識・技能を身に付け、地域経済の発展に貢献する人財」、「看護に関する専門的な知識・技能を身に付け、地域医療を支える人財」を基本にしてもらいたい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校訓を理解し実行できる生徒が目指す人財像として良い。 ・ 黒石高校の目指す人財像をベースに大学科商業の情報デザイン科としての目指す人財像を付加してはどうか。 ・ 黒石高校の目指す人財像に黒石商業高校の情報デザイン科の内容をどのように加味するかだと考える。 ・ 中南地区統合校にはあらゆる学習ができる学校になってもらいたい。情報デザインに関する学びも含まれるのはプラスである。我々が直面している統合という現実、マイナスな面で捉えられることが非常に多いが、子どもたちの将来を考え、前向きな発想で知恵を絞っていくべきだろう。 ・ 地元に着した学校として新しい統合校から情報発信してもらいたい。温かく生徒を迎え入れ、地元に残る子どもたちを育てるような学校にってもらいたい。 ・ 中南地区統合校には大きな期待が持てるような学校になってもらいたい。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、普通科、看護科、情報デザイン科ではそれぞれの学科が掲げる目標を大きく打ち出し、特に普通科では特進クラスのような環境を新設すれば良いのではないかと。看護科では、北東北三県で唯一の公立専攻科を有しているので従来どおりで良い。情報デザイン科では、美術系大学との連携などによる資格取得に取り組むこと、そのことに対応できる実習棟も整備できれば良いのではないかと。 こけしや黒石よされ等の伝統文化の継承、拡張ができるような学校になってもらいたい。 ・ 統合校での学びを地域の方々にもしっかり理解していただき、地元で愛される学校になることが必要だろう。子どもたちが進学したい、保護者がその学校に進学させたいというような気持ちを持ってもらえるような学校になり、その学びにより、生徒が郷土や地元を誇りを持って経済社会の発展に貢献できる人財になれば良いのではないかと。 ・ 中南地区統合校が普通科、看護科、情報デザイン科の3つの学科を有するメリットを生かして多様性を提供できれば良い。具体的には、看護科、情報デザイン科においては普通科教員の配置により、個別指導が可能となり、より進学に対応できるようになるとともに、普通科においては商業科の教員が配置されることにより、これまでの文系・理系といった進学だけでなく就職にも対応できるようなカリキュラムが可能となるだろう。

(2) 中南地区統合校への引継ぎ

協議事項	協議結果
<p>中南地区統合校に引き継ぐべき黒石高校及び黒石商業高校における特色ある教育活動</p>	<p>○ 統合校でもこれまで両校が行ってきた特色ある教育活動は何らかの形で実践してもらいたい。また、統合前であっても、両校が協力し一緒に活動してもらいたい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の統合の際には、統合対象校の校長が自校の特色ある教育活動をそれぞれ校長会に持ち寄り検討した。統合前には生徒同士の合同学習等を行うなどしながら、統合校に引き継いでいるので、高校においても同様に行えないか。 ・ 黒石高校からは学校行事としての「黒石よされ」への参加と学校設定科目「ボランティア探究」の2つをあげている。これらは学校外の活動であり、生徒自らの体験によって、教員からだけではなく地域の方々から学ぶという観点からは是非引き継いでほしい。 ・ 黒石高校及び黒石商業高校ともに黒石市と非常に密着した活動が行われている。黒石よされや黒石こみせまつりへの参加が欠けると黒石市にとっては痛手になるかと思うが、並行して行うことができるかが課題かもしれない。 ・ 地域の祭りやイベント等については、部活動単位での参加は可能かと思うが、学校全体での参加が可能かどうかは今後の検討になると思う。 ・ 黒石よされは学校行事として設定し実施されているので対応可能かと思う。また、黒石こみせまつりもこれまでは部活動単位で商業科の広報の機会という側面も持ちながら参加していたので、統合後は情報デザイン科として参加できるのではないかと思う。 ・ ペーパーファッションショーは、黒石商業高校の文化祭である黒商祭において平成元年から開催している。今年度は黒石高校において、プレ・ペーパーファッションショーを開催し、その黒石高校の代表が黒商祭において作品を披露するなど統合前であっても生徒会同士での交流が進められている。
<p>黒石高校及び黒石商業高校における記念物品</p>	<p>○ 両校にとって非常に貴重な物品であるため、大切に保管がなされるよう引き続き検討してもらいたい。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記念物品の保管については、黒石高校において普通教室1室又はその約半分の広さの部屋を保管場所の候補としている。実際には、保管する記念物品の量を見てからどちらの部屋にするか決めることになるかと思う。 ・ 黒石商業高校の「種まく人ブロンズ像」は、人目に付く場所に設置してもらいたいとの意見も伺っているので、生徒だけでなく来校者にも見てもらえるように黒石高校校舎1階のコモンスペースなどに設置すれば良いと考えている。

協議事項	協議結果
<p>中南地区 統合校に おける部 活動</p>	<p>○ 統合校に引き継がれるのは情報デザインに関する学びであることを踏まえると、現在黒石高校で実施している部活動で十分ではないかと考える。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動に関しては、フェンシング部など黒石高校のみに設置している部活動は是非引き継いでほしい。なお、バドミントン部については本県のバドミントンの発祥の地が黒石高校とのことなので、是非引き継いでもらいたい。 ・ 運動部については、おおむね黒石高校においても黒石商業高校の部活動が実施されており、新たに設置する必要はなくこのままで良いのではないかと考える。 <p>文化部については、黒石商業高校は商業高校であるため、簿記、ワープロ、情報処理、珠算・電卓の競技大会があることから全て統合し「商業部」として活動しており、主に商業科の生徒が所属している。また、イラスト・漫画研究部の部員の多くは情報デザイン科の生徒になっている。このような状況なので、商業部の方向性については今後統合校において検討してもらいたい。</p>
<p>黒石高校 及び黒石 商業高校 に係る各 種証明書 の発行等</p>	<p>○ 以下の内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒石高校及び黒石商業高校卒業生に対する卒業証明書や成績証明書等の各種証明書の発行については、中南地区統合校がその事務を引き継ぐ。 ・ これまでの例にならい、平成34年度より、県教育委員会ホームページに黒石高校及び黒石商業高校卒業生向けのページを作成し、各種証明書の発行等に係る案内を掲載する。 ・ なお、黒石高校及び黒石商業高校のホームページは、閉校後1年間は存続させるが、それ以降については、県教育委員会のホームページ内に作成した黒石高校及び黒石商業高校卒業生向けのページにつながるようリンクを設定する。
<p>教育実習 生の受入 れ</p>	<p>○ 以下の内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒石高校及び黒石商業高校卒業生の教育実習生については、中南地区統合校において受け入れることとする。 ・ なお、教育実習生の希望者が多数となるなど、中南地区統合校での受入れが困難となる場合には、県教育委員会から他の県立高等学校長へ受入れを要請する。
<p>指導要録 等の引継 ぎ等</p>	<p>○ 以下の内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導要録、沿革に係る資料の保存・管理等については中南地区統合校が引き継ぐ。 ・ その他、物品の移動に関する事などについては、閉校までに黒石高校、黒石商業高校、中南地区統合校及び県教育委員会において十分情報を共有し対応することとする。

3 各委員からの要望・意見等について（その他）

- 統合校の特色ある教育活動として、様々な事情はあるかと思うが、黒石市内の参加団体も減少しているので、是非黒石ねぷたまつりへの参加を検討してもらいたい。
- 同窓会等の任意団体の在り方については、同窓会会員同士で課題を共有し課題解決に向かえば良いのではないか。
- 黒石商業高校校舎について、黒石商業高校の閉校時にあっても、校舎の次の構想が見える形にし、是非利活用について検討してもらいたい。

附 属 資 料

- 1 中南地区統合校開設準備委員会設置要綱
- 2 中南地区統合校開設準備委員会委員名簿
- 3 中南地区統合校開設準備委員会オブザーバー名簿
- 4 中南地区統合校開設準備委員会の協議経過
- 5 黒石高校及び黒石商業高校 校歌
- 6 黒石高校及び黒石商業高校 校訓等

1 中南地区統合校開設準備委員会設置要綱

(設置)

第1 青森県立黒石高等学校及び青森県立黒石商業高等学校（以下「両校」と総称する。）の統合による中南地区統合校（以下「統合校」という。）の開設に必要な準備を進めるため、中南地区統合校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 開設準備委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 統合校の名称、教育活動及び目指す人財像に関する事。
- (2) その他、統合校の開設準備に関する事。

(組織)

第3 開設準備委員会は、委員及びオブザーバーで組織する。

2 委員は、別記1に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

3 オブザーバーは、別記2に掲げる者をもって構成する。

4 オブザーバーは、開設準備委員会の会議に出席し、委員の求めに応じて情報提供するものとする。

5 第5第1項で規定する委員長は、開設準備委員会の会議に必要な資料作成等を行うため、必要に応じて、両校の教職員で組織する作業部会を設置することができる。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日から平成31年3月31日までとする。

(委員長等)

第5 開設準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、開設準備委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 開設準備委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第7 開設準備委員会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室及び両校において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、開設準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される開設準備委員会の会議は、第6の規定にかかわらず、教育長が招集する。

別記1

開設準備委員会委員

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 両校の校長の職にある者2 両校のPTA、同窓会、後援会等のうち各校の校長が推薦した者3 黒石市教育委員会教育長の職にある者4 地域の学校教育関係者として学識経験を有し、教育長が特に必要と認める者 |
|--|

別記2

開設準備委員会オブザーバー

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 両校の教頭及び事務長の職にある者2 両校の教職員で校長が特に必要と認める者 |
|--|

2 中南地区統合校開設準備委員会委員名簿

(敬称略)

所 属 等	委 員 名	備 考
県立黒石高等学校 校長	黒 坂 孝	副委員長
県立黒石商業高等学校 校長	三 上 雅 也	副委員長
県立黒石高等学校後援会 会長	大久保 朝 彦	
県立黒石商業高等学校同窓会 会長	藤 田 克 文	
黒石市教育委員会 教育長	山 内 孝 行	
元県立弘前高等学校 校長	古 山 哲 司	委員長

3 中南地区統合校開設準備委員会オブザーバー名簿

(敬称略)

所 属 等	オブザーバー名	備 考
県立黒石高等学校 教頭	工 藤 康 暢	
県立黒石高等学校 教頭	小 野 淳 美	
県立黒石高等学校 事務長	原 子 敏	
県立黒石高等学校 教務主任	竹 村 俊 哉	
県立黒石商業高等学校 教頭	川 代 由美子	
県立黒石商業高等学校 事務長	福 士 桂 子	
県立黒石商業高等学校 教務主任	須 藤 慎 二	
県立黒石商業高等学校 情報デザイン科 主任	菊 谷 哲	

4 中南地区統合校開設準備委員会の協議経過

回	年 月 日	内 容
1	平成30年 5月16日	○校名について ○目指す人財像・学校像について
2	平成30年 7月23日	○校名の方向性について ○学科の方向性について ○校訓等の方向性について
3	平成30年10月29日	○校歌の方向性について ○校章の方向性について ○制服の方向性について ○黒石高校及び黒石商業高校の引継ぎ・連携等について ○黒石高校及び黒石商業高校に係る各種証明書の発行等について
4	平成30年12月27日	○報告書（案）について

5 黒石高校及び黒石商業高校 校歌

黒石高校	黒石商業高校
作詞：清藤 功 作曲：明本 京静	作詞：清藤 碌郎 作曲：本間 雅夫
<p>一、水清き教えの庭に 師の君と友は相寄り 浅瀬石の流れとつきぬ とこしえの真理求めて 此処に立つ吾等が母校 われら黒石高校生</p> <p>二、津軽野に高津鳥鳴けば 若人は希望に燃えて 身を鍛え心のみがき 羽ばたかん春を待ちつつ 此処に立つ吾等が母校 われら黒石高校生</p> <p>三、学び舎の行き交う道に 眉あげて友と上げば 岩木嶺は問わず語らず 巖として鑑の如し 此処に立つ吾等が母校 われら黒石高校生</p>	<p>一、霊峰岩木の緑映え 津軽の里に未来あれ 樹てよ青春の厳しさを 育て青春の慈しみ 抱け友情の喜びを ああ黒商 ああ黒商 われらが母校</p> <p>二、連峰甲田に茜さし 仰ぐ心の寛くあれ 満たせ青春の夢高く 磨け青春の技術と道 燃やせ情熱の灯を ああ黒商 ああ黒商 われらが母校</p>

6 黒石高校及び黒石商業高校 校訓等

黒石高校	黒石商業高校
<p>■校訓 誠実 敬愛 健康</p>	<p>■校訓 自戒 慈愛 寛容</p>
<p>■平成30年度教育目標（目指す生徒像）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何事にも誠実に取り組み、強い意志をもって主体的に学習する生徒 ・豊かな人間性を持ち、他者を思いやる心と郷土に対する誇りを持つ生徒 ・心身ともに健康で、社会の発展に貢献し、逞しく生きる力を持つ生徒 	<p>■平成30年度教育目標</p> <p>本校の創立からの基本精神である「誓いのことば」の実践により、社会に貢献できる心豊かな人を育成する。</p>
<p>■平成30年度教育方針</p> <p>生徒の「夢や志」実現のために、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成を目指すとともに、保護者や地域から信頼される学校づくりを推進する。そのために、教職員一人一人が自己研鑽に励み、創意工夫を凝らし指導力の向上に努める。</p>	<p>■平成30年度学校生活の基本方針</p> <p>本校創立からの基本精神である「誓いのことば」を自ら進んで実践し、実り多い学校生活を送り、自己の確立と夢や目標の実現を目指す。</p>
<p>■平成30年度重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力を育む ・豊かな心を育む ・夢の実現を支援する ・開かれた学校を目指す 	<p>■「誓いのことば」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「自戒・慈愛・寛容」を信条とし自らにきびしく他人の痛みのわかる心豊かな人となるよう互いにはげましあおう 2 社会の一員としての自己確立のため一日一日の生活を大切に積みあげて自らの可能性を引き出し学ぶ喜びを創りだそう 3 本校の歴史と伝統はわれわれのみがつくるものであることを自覚し二度とない青春をたぎらせてこれにあたろう

青森県特別支援教育推進ビジョン（案）

～学びを「つなぐ」・「深める」・「生かす」ための

今後10年の道筋～

平成31年2月 日

青森県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、本県における特別支援学校の充実・発展に資するため、学識経験者等による「青森県特別支援学校在り方検討会議」からの県立特別支援学校の整備・充実の方向性についての答申を踏まえ、平成22年7月に青森県立特別支援学校教育推進プランを策定し、平成23年度から平成25年度までを前期実施計画、平成26年度から平成28年度までを後期実施計画として実施してまいりました。

この間、国においては、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」についての報告がなされました。また、平成29年3月の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂並びに平成30年3月の高等学校学習指導要領の改訂では、児童生徒の障害に応じた個別の教育支援計画の作成・活用に努めること等、通常の学校における特別支援教育の一層の推進について明記され、平成29年4月の特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領の改訂並びに平成31年2月の特別支援学校高等部学習指導要領の改訂では、学びの連続性を重視した対応等、教育内容等の主な改善事項が示されました。

このような特別支援教育を取り巻く環境の変化に対応するため、本県における特別支援教育の更なる充実・発展に向けて、「学びをつなぐ」、「学びを深める」、「学びを生かす」をキーワードとして設定し、パブリック・コメントや地区説明会をとおして県民の皆様の御意見をいただきながら検討を重ね、今後10年の道筋を示す「青森県特別支援教育推進ビジョン」を策定しました。

県教育委員会では、本ビジョンに基づき、関係機関による連携の下、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育み、幼児児童生徒がライフステージに沿って様々な教育的ニーズに対応した学びの場を活用していくことができるよう、切れ目ない支援体制の整備・充実を目指してまいります。

そして、障害のある幼児児童生徒が地域社会で自らの力を最大限発揮し、共生社会の一員として自立し、積極的に社会参加できるよう、地域と連携・協働した基盤づくりを推進してまいりますので、教育関係者や県民の皆様の御理解、御支援をお願いいたします。

目 次

I	近年の特別支援教育に関する動向	1
	1 障害者を取り巻く状況	
	2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築	
	3 特別支援教育に関する新たな動向	
II	本県特別支援教育の現状と課題	3
	1 学びをつなぐ ～学びの連続性を重視した対応～	
	2 学びを深める ～一人一人に応じた指導の充実～	
	3 学びを生かす ～自立と社会参加に向けた教育の充実～	
III	基本方針	12
	1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化	
	2 教職員の専門性の維持・向上	
	3 特別支援学校の学習環境の充実	
	4 キャリア教育・職業教育の充実	
	5 特別支援学校と地域等との連携推進	
<附 録>		
	青森県立特別支援学校教育推進プラン（平成23年度～平成28年度） の取組状況	15

I 近年の特別支援教育に関する動向

1 障害者を取り巻く状況

(1) 障害者の権利に関する条約に署名

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に署名し、平成20年5月に発効しました。同条約第24条では、締約国は、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system at all levels）及び生涯学習を確保することとされています。また、同条ではこの権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度（general education system）から排除されないことや、個人に必要な合理的配慮（reasonable accommodation）の提供等を確保することが規定されています。

(2) 障害者基本法の改正法の施行

我が国においては、平成19年9月に上記条約に署名するとともに、同条約の批准に向けて国内法の整備が進められ、平成23年8月に障害者基本法の改正法が施行されました。教育については、第16条において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と規定されています。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行

平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。同法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とし、障害を理由とする不当な差別の禁止と公立学校等公的な機関における合理的配慮の提供が義務として定められています。

2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。この報告では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされ、以下の5点が示されました。

- ア 共生社会の形成に向けて
- イ 就学相談・就学先決定の在り方について
- ウ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- エ 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- オ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(2) 学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行

平成25年9月に学校教育法施行令の一部を改正する政令が施行されました。障害のある児童生徒の就学先について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小・中学校へ就学することも可能としていた従前の仕組みを改め、個々の児童生徒について、市町村教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することなどが規定されました。

3 特別支援教育に関する新たな動向

(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

平成27年12月に中央教育審議会から「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が示されました。この中で、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、教育委員会が積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくような制度的位置付けを検討すべきであるとされました。コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を置く学校のことであり、地域の方々が学校運営に参画し、学校運営の基本方針を承認し、学校が抱える課題について、共に解決を図っていく仕組みです。平成29年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置について教育委員会に対し努力義務化されました。

(2) 特別支援学校学習指導要領等の改訂

平成29年4月に特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が、平成31年2月には特別支援学校高等部学習指導要領が改訂されました。

改訂の基本的な考え方として以下の3点が示されました。

- ア 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視
- イ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
- ウ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実
また、教育内容等の主な改善事項として、以下の3点が示されました。

- ア 学びの連続性を重視した対応
 - イ 一人一人に応じた指導の充実
 - ウ 自立と社会参加に向けた教育の充実
- ※高等部学習指導要領では、イの内容をウに含んで記載している。

II 本県特別支援教育の現状と課題

1 学びをつなぐ ～学びの連続性を重視した対応～

(1) 特別支援学校のセンター的機能^{※1}の充実

<現状>

○ 小・中学校等への支援

特別支援学校は、小・中学校等や医療、保健、福祉等の関係機関の要請に応じて、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の教育や校内支援体制の整備に関し、特別支援教育巡回相談等により必要な助言を行っています。

○ 教育相談等の実施

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に伴い、多岐にわたる相談内容に対応するため、全ての特別支援学校では、各校が対象とする障害種の専門性を生かして、自校内での教育相談のほか、地域の関係機関への支援を行っています。そのほか、視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別支援学校では、「そだちとまなびの支援センター」等を設置し、サテライト型の教育相談を実施するなど、県内全域における教育相談体制の充実を図っています。

○ 地区における相談・支援体制の整備

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒やその保護者への相談・支援に携わる医療、保健、福祉等の関係機関との連携協力を円滑にするため、県内6地区に特別支援学校を事務局とする「地区特別支援連携協議会」を設置し、地区内の相談機関等を周知するリーフレットの作成・配布や各種研修会の開催等、各地区における相談・支援体制の整備に努めています。

<課題>

○ 特別支援教育巡回相談の周知及び充実

特別支援教育巡回相談については、小・中学校のうち約7割の学校が活用しているものの、高等学校では約3割に留まっており、今後、校内支援体制を充実させるため、高等学校への周知を図り、特別支援教育巡回相談の活用を促進していく必要があります。

○ 特別支援学校における教育相談の充実のための校内体制の整備

特別支援学校においては、幼児児童生徒の実態に応じた多岐にわたる相談内容に対応できるよう、各教員の教育相談に係る専門性の一層の向上を図るなど、教育相談が効率的に実施できる校内体制を整備する必要があります。

○ 「地区特別支援連携協議会」による教育相談の体制整備の充実

「地区特別支援連携協議会」の事務局校は、地区内の特別支援学校の専門性を生かし、教育相談の要請を集約・調整するとともに、医療、保健、福祉等の関係機関や市町村教育委員会等との連携を強化し、地区における教育相談の体制整備をより一層充実させる必要があります。

※1 特別支援学校のセンター的機能：特別支援学校が有している機能で、小・中学校等の教職員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教職員に対する研修協力機能、障害のある幼児児童生徒への施設設備の提供機能がある。

(2) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実

<現状>

○ 小・中学校における校内支援体制

小・中学校では、特別支援学級の在籍者数及び通級による指導^{※2}を受ける児童生徒数が増加しています。各校において校内委員会^{※3}が設置され、対象児童生徒の実態把握や適切な指導及び必要な支援を検討するなど、校内支援体制の整備が進んでいます。また、平成28・29年度に実施した「発達障害^{※4}等のある児童生徒の支援体制強化事業」により作成した青森県教育支援ファイル^{※5}の活用の働きかけや各地区における青森県教育支援ファイルの作成に関する研修等により、特別支援学級に在籍している児童生徒に対する、個別の教育支援計画^{※6}及び個別の指導計画^{※7}の作成率が向上しています。

○ 高等学校における校内支援体制

高等学校では、全ての学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター^{※8}の指名がなされています。また、平成29年度から特別な教育的ニーズのある生徒を支援するため、北斗高等学校、尾上総合高等学校、八戸中央高等学校にスクールライフサポーター^{※9}を配置しているほか、学校教育法施行規則及び文部科学省告示の改正により、平成30年度から通級による指導が可能となったことを受け、北斗高等学校において、通級による指導を開始しています。

<課題>

○ 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実

小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍している特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援を充実させるため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率を更に向上させる必要があります。また、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが、他の教職員と連携しながら、対象児童生徒の情報共有や支援内容の検討・評価を行う校内委員会を十分機能させていくことに加え、特別支援教育に関する校内研修会を開催し、教職員の理解・啓発に努めるなど、校内支援体制を充実することが求められています。

また、特別な教育的ニーズのある児童生徒を組織的・計画的に支援するため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと適切に引き継いでいくことが求められています。

-
- ※2 通級による指導：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒の障害の状況の改善又は克服を目的とする障害に応じた特別の指導を教育課程に加え、又はその一部に替えることができる制度。
- ※3 校内委員会：校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うための特別支援教育に関する委員会。
- ※4 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。(発達障害者支援法 法律第167号)
- ※5 青森県教育支援ファイル：小・中学校及び高等学校において、特別な教育的ニーズのある児童生徒の一貫した指導及び支援の充実を図ることを目的とし、個別の教育支援計画と個別の指導計画の様式・記入のポイント・記入例をまとめたもの。
- ※6 個別の教育支援計画：関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ計画。
- ※7 個別の指導計画：児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した計画。
- ※8 特別支援教育コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会及び特別支援教育に関する校内研修の企画・運営、関係諸機関及び学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。
- ※9 スクールライフサポーター：高等学校において、特別な教育的ニーズのある生徒に対する学習支援、周囲の生徒の障害理解促進等を教諭等と連携して行う特別支援教育支援員。

2 学びを深める ～一人一人に応じた指導の充実～

(1) 教職員の専門性の維持・向上

<現状>

○ 特別支援学校教職員の専門性

特別支援学校においては、障害の状態が極めて重度である児童生徒や、複数の障害を併せ有する児童生徒が在籍するなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる中、教職員の専門性の維持・向上に努めています。

一方、視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別支援学校や、小・中学校及び高等学校に準ずる教育^{※10}を実施している特別支援学校においては、近年、在籍者・履修者が少数で推移し、教職員数も限られていることなどから、教科指導力や障害に応じた専門性の維持・向上のため、各校で校内研修の充実や他県との連携強化を図っています。

○ 小・中学校及び高等学校教職員の専門性

小・中学校及び高等学校においては、発達障害や医療的ケア^{※11}を必要とする児童生徒等、様々な特別な教育的ニーズのある児童生徒が通常の学級及び特別支援学級に在籍するほか、高等学校でも通級による指導が制度化されるなど、多様な学びの場において、全ての教職員が適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

○ 県教育委員会の取組

本県の特別支援学校教員における特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科等の免許状^{※12}）取得率は約8割に留まっており、県教育委員会では、免許法認定講習の充実により、免許状の取得の促進を図っているほか、各事業を活用した教職員対象の研修会及び県総合学校教育センターの特別支援教育に関する講座の充実を図っています。さらに、児童生徒一人一人に応じた教育活動が展開されるよう、学校及び地域の特性を勘案しつつ、個々の能力・適性を生かした人事配置を行うとともに、小・中学校及び高等学校と特別支援学校との人事交流を積極的に推進するなど、教職員の専門性の向上と校内体制の充実を図っています。

※10 小・中学校及び高等学校に準ずる教育：小・中学校及び高等学校の各教科と同じ内容を学習すること。

※11 医療的ケア：医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。本県の特別支援学校では、看護師資格のある臨時講師及び一定の研修を受けた教員が、一定の条件の下に医療的ケアを実施している。

※12 自立教科等の免許状：次の種類がある。（教育職員免許法第4条の2、同法施行規則第63条、第63条の2）

1 特別支援学校自立教科の免許状「普通（一・二種）、特別及び臨時」。職業についての知識技能の修得に関する次のような教科がある。視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理療（あん摩、マッサージ指圧、はりきゅうを含む。）、理学療法及び音楽並びに聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理容及び特殊技芸（美術、工芸及び被服）。

2 特別支援学校自立活動の免許状「普通（一種）免許状」。学習上又は生活の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動に係る次のような免許状がある。特別支援学校自立活動教諭一種免許状（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育及び言語障害教育）。

<課題>

○ 切れ目ない支援体制の整備に向けた全ての教職員の専門性の向上

特別な教育的ニーズのある児童生徒の就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備のため、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、平成27年度の文部科学省調査において、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの報告を踏まえ、発達障害に関する基礎的な知識・技能の向上を図る必要があります。

また、特別支援学校においては、これまで培ってきた各障害種に応じた指導や、小・中学校及び高等学校に準ずる教育の指導について、専門性の維持・向上及び小・中学校等に対する情報提供が求められています。

(2) 特別支援学校の学習環境の充実

<現状>

○ 学校規模が大きい知的障害を対象とする特別支援学校の学習環境の充実

県教育委員会では、平成22年7月に策定した青森県立特別支援学校教育推進プランに基づき、学校規模が大きい知的障害を対象とする特別支援学校の学習環境の充実のため、旧八戸南高等学校校舎の利活用により、平成29年度に八戸第二養護学校から高等部を分離独立し、八戸高等支援学校を開校しました。また、旧岩木高等学校校舎の利活用により、平成31年度に弘前第一養護学校高等部を移転することとしています。

○ 県内全域における複数の障害種に対応した教育の提供

県内全域において、複数の障害種に対応した教育が提供できるよう、平成23年度から七戸養護学校及びむつ養護学校に、平成26年度から森田養護学校に肢体不自由教育部門を設けたほか、小・中学部及び高等部の一貫した教育の充実に努めるため、平成23年度に病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）を対象とした特別支援学校である浪岡養護学校高等部青森若葉分教室を青森若葉養護学校高等部として設置しました。

○ その他の学習環境の充実

平成28年度の青森第二養護学校及び弘前第一養護学校の校舎の増築、平成29年度からの森田養護学校及び黒石養護学校における給食の実施、平成29年度の森田養護学校へのスクールバスの配置等、学習環境の充実に努めています。

<課題>

○ 一定規模の学習集団の確保

視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別支援学校及び併設する寄宿舎においては、在籍者及び利用者が少数で推移しており、更に学校規模が縮小すると、集団での活動や多様な学習形態の展開が難しくなるとともに、障害の特性に応じた専門性の高い教育が十分に提供できなくなることが懸念され、一定の規模を確保するための計画的な配置が必要となっています。

○ 県内全域における病弱教育の充実

病院が隣接している病弱者を対象とした特別支援学校については、現在、東青地区のみに設置されており、このような学校以外でも病状に応じた指導が実施できる体制の検討が必要となっています。

○ 学習環境の更なる充実

特別支援学校の施設・設備については、老朽化や在籍する幼児児童生徒の障害の多様化に伴い、段差の解消、ICT機器の活用環境の構築等の計画的な整備が必要となっています。

3 学びを生かす ～自立と社会参加に向けた教育の充実～

(1) キャリア教育の充実

<現状>

○ 特別支援学校における取組

特別支援学校においては、幼児児童生徒のキャリア発達を促すため、校内研究や全体計画の作成を通じて、教育活動全体をキャリア教育の視点で見直しながら、幼児児童生徒が夢や志をもち、自身の将来の生き方を考える活動や主体的に学校生活を送るためにそれぞれが役割を果たす活動を取り入れています。

また、中学校に在籍する特別な教育的ニーズのある生徒の中には、進学先として特別支援学校の高等部を希望する生徒もいることから、特別支援学校では、入学相談や体験学習を通じて生徒や保護者が将来の見通しをもつことができるよう、学校見学や教育相談の充実など、進路選択に係る情報提供に努めています。

○ キャリア教育の推進

県教育委員会では、平成22・23年度に「青森県特別支援学校キャリア教育充実事業」、平成27・28年度に「夢や志の実現を目指す『特別支援学校技能検定』開発事業」、平成29年度からは「特別支援学校技能検定事業」を実施するなどの取組を通じて、障害のある児童生徒のキャリア教育を推進してきました。

平成27年度から実施している特別支援学校技能検定・発表会では、高等部生徒が清掃、接客サービス等の技能習得や、プレゼンテーション発表、パフォーマンス発表に挑戦しています。これにより、生徒の自己肯定感や勤労意欲の向上が見られたほか、一般企業等への就労を希望する生徒が増加しました。

また、関係機関との連携・協働により、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が、自身のキャリアについて考える機会になっているほか、特別支援教育に関する地域への理解・啓発や障害のある生徒の進路の拡大等につながっています。

<課題>

○ 特別支援学校のキャリア教育の充実

特別支援学校新学習指導要領では、発達段階に応じてキャリア教育の充実を図ることが示されており、自立と社会参加に向けた学校全体としての取組が求められています。

高等部においては、現状においても県教育委員会の事業と関連させながら、各校の実情に合わせた清掃や接客サービス等の作業学習を通して、他者とのかかわりの中で自己決定する機会や役割を果たす経験を積み重ねています。今後は、このような高等部の生徒が培った学びを幼稚部、小学部及び中学部に広め、学部間の連携を一層強化しながら、長期的な見通しをもって段階的にキャリア発達を支援していくための一貫した取組が求められています。

このようにキャリア教育を充実させていくためには、学校の様々な教育活動を関連付けながら、児童生徒が学びの過程を振り返り、将来の生活や社会とのかかわりを考え、将来の生き方や進路について選択したり、決定したりすること、また、学んだことを生かし、目標を修正しながら自己実現を目指すことができるように、授業改善の取組を進める必要があります。

○ 小・中学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒のキャリア教育の充実

小・中学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒が、小学校の早い段階から、障害の程度や校種に関わらず、自分自身の生き方について考えるために、小・中学校等と特別支援学校が連携したキャリア教育の取組が求められています。

(2) 福祉、労働等の関係機関との連携による職業教育の充実

<現状>

○ 特別支援学校における職業教育の取組

県教育委員会では、平成27年度に弘前第一養護学校及び黒石養護学校に職業コースを設置したほか、平成29年度には産業科と普通科を併設する八戸高等支援学校を開校するなど、職業教育の充実を図っています。

また、外部専門家を活用し、職業技能等の指導を直接受ける機会を設けることで授業改善を行い、職業教育の充実を図っています。

○ 関係機関との連携による職業教育の取組

県教育委員会では、多数の企業に「特別支援学校就職サポート隊あおもり」として登録していただき、産業現場等における実習において学校と協力しながら職業教育の充実に向けた取組を進めています。そのほか、平成28年度から県教育庁障害者就労促進センター^{※13}を開設し、特別支援学校の卒業生等を雇用し、職業スキルの育成を図りながら、一般就労への移行に取り組むとともに、その取組内容を特別支援学校に情報提供しています。

また、就労を目指す特別支援学校高等部生徒に対しては1～3週間程度の産業現場等における実習を通して適性を見極め、相談支援事業所^{※14}、障害者就業・生活支援センター^{※15}、障害者職業センター^{※16}、ハローワーク等と連携し、福祉就労を含めた円滑な就労や職場定着等に向けた支援を行っています。

<課題>

○ 特別支援学校における職業教育の充実

特別支援学校においては、進路指導の充実や障害者の雇用状況の変化等に伴い、企業への就労を希望する生徒の割合が年々高くなっており、就労を実現するために福祉や労働等関係機関との更なる連携強化が必要となっています。

また、地域の産業構造の特色を生かしながら作業学習等の内容の充実・改善を図り、生徒の意欲や職業生活に必要な能力等の働くために必要な力を育むことが必要となっています。

※13 県教育庁障害者就労促進センター：特別支援学校卒業生等が、企業への就労を実現するための体制整備を行うため、県教育庁が県内3箇所を設置している施設。特別支援学校高等部卒業生や高等学校卒業生を任期付きで雇用し、職業スキルの育成やインターンシップなどを行っている。

※14 相談支援事業所：障害者の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う施設。計画相談支援では、サービスの利用計画案を作成し、その内容を反映した利用計画を作成し、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しなどを行う。

※15 障害者就業・生活支援センター：障害者の就業面や生活面における一体的な支援を行う施設。雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言等を行う。

※16 障害者職業センター：障害者の職業生活における自立を促進するための施設。障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3種類がある。障害者一人一人のニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助(ジョブコーチ)等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施する。

○ 産業現場等における実習の充実

就労を希望する生徒に対しては、その適性を見極めるため、産業現場等における実習を年2回程度行っています。しかし、実習先の仕事内容が希望とは異なっている場合や、希望する就労先の採用・利用枠が少ない場合があるため、十分にマッチングできないことがあります。このため、生徒が主体的に実習先を選択できるようにすることや実習先の様々な仕事内容に対応力をつけることとともに、企業等と連携を図りながら校内での学習と産業現場等における実習をより関連付けることなど職業教育を工夫していく必要があります。

また、県教育庁障害者就労促進センターにおいては、引き続き一般事業所への就労移行に向けた取組について、特別支援学校への情報提供を一層推進する必要があります。

(3) 特別支援学校と地域等との連携の推進

<現状>

○ 交流及び共同学習の取組

特別支援学校では、開設当初より学校行事等を通じて、近隣の小・中学校との学校間交流や地域住民との交流等を行っているほか、「外部専門家を活用した交流及び共同学習推進事業」において障害者スポーツを通じた学校間交流を行うなど、相互理解を推進しています。さらに、特別支援学校の児童生徒が、居住している地域の小・中学校の児童生徒とともに学ぶ居住地校交流にも積極的に取り組んでいます。

○ 地域等との連携

特別支援学校では、スポーツや文化活動に外部専門家を積極的に活用するほか、地域の人財^{※17}を活用し、体験的な学習に取り組んでいます。さらに、地域住民、学識経験者、PTA会長等を学校評議員^{※18}として委嘱し、学校運営に対する意見を聴取しながら、学校に対する地域の理解・協力を得るとともに、平成30年度からは森田養護学校に学校運営協議会を設置して学校の教育目標等を共有しながら連携の強化を図っています。

※17 人財：本県では、「人は」青森県にとっての「財（たから）」である」という考え方により、「人材」を「人財」と表記している。

※18 学校評議員：地域住民等が学校運営に参画する仕組みである「学校評議員制度」により、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができる人員のこと。

<課題>

○ 社会とつながる学校づくり

特別支援学校新学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、特別支援学校が地域との連携を強め、社会とつながることが求められています。そのために、これまでの学校行事や学校間交流以外にも、障害のある児童生徒が地域住民等と活動をともしする機会を積極的に設ける必要があります。学校運営協議会は、インクルーシブ教育システムの構築により共生社会を実現していくための一つの有効な仕組みであり、その活用の効果や課題を検証し、学校と地域の協働による取組の充実を図る必要があります。

○ 交流及び共同学習の推進

共生社会の形成に向けて、障害のある人とない人が相互理解を深めていくために、これまでの取組に加えて、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒や地域住民等と活動を共にする機会を積極的に設けるなど、様々な形での交流及び共同学習の一層の推進を図る必要があります。

また、居住地校交流を行う児童生徒は、年々増加しているものの、児童生徒が地域の一員として主体的に活動していくためには、更に交流の充実を図る必要があります。

○ 生涯を通じた地域での活動

特別支援学校では、通常の授業、特別活動、学校行事のほか、地域や学校間で交流する機会を積極的に設け、スポーツ・文化活動に親しんでいます。卒業後は限定的になる傾向があります。平成29年4月の文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」で示されているように、障害のある児童生徒が学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策を連動させながら取り組んでいくことが重要です。

Ⅲ 基本方針

県教育委員会では、「Ⅰ 近年の特別支援教育に関する動向」や「Ⅱ 本県特別支援教育の現状と課題」を踏まえ、次の3つのキーワードの下に5つの基本方針を設定し、特別支援教育の更なる充実・発展に向けた取組を通して、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。

【キーワード】 学びをつなぐ・学びを深める・学びを生かす
【基本方針】 1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化 2 教職員の専門性の維持・向上 3 特別支援学校の学習環境の充実 4 キャリア教育・職業教育の充実 5 特別支援学校と地域等との連携推進

1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化

(1) 特別支援教育巡回相談の充実

特別支援学校が、関係機関との連携を図りながら、引続き小・中学校等の要請に応じた巡回相談ができるよう、高等学校をはじめとする各校への周知に努めるとともに、巡回相談員の専門性の向上を図ります。

(2) 特別支援学校の教育相談の充実・強化

特別支援学校は、様々な特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の相談に応じるため、教育相談担当教員の専門性の向上を図るとともに、地域支援を担当する分掌と他の分掌や各学部との連携を強化するなど、特別支援学校の教育相談体制の充実を図ります。

(3) 「地区特別支援連携協議会」を中心とした教育相談体制の充実・強化

「地区特別支援連携協議会」の事務局校と小・中学校等及び関係機関との連携強化により、各地区における教育相談体制の一層の充実を図ります。

(4) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実 及び連携強化

「地区特別支援連携協議会」の研修や情報提供の機会の充実を図るとともに、校長のリーダーシップの下、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の強化を図ります。また、特別な教育的ニーズのある児童生徒の進学等に係る支援の引継ぎについて連携体制の強化を図ります。

2 教職員の専門性の維持・向上

(1) 特別支援学校教諭免許状の取得率の向上

現職教員に対する免許法認定講習の受講促進等の取組を進め、全ての県立特別支援学校教員が特別支援学校教諭免許状を取得することを目指します。

(2) 特別支援教育に係る研修の充実

寄宿舎指導員や特別支援教育支援員等を含む全ての教職員が、適切な指導及び必要な支援を行えるよう、県総合学校教育センターの研修を始めとした特別支援教育に係る研修の充実を図り、専門性の向上を目指します。

また、特別支援学校において、重度・重複障害、視覚障害、聴覚障害、発達障害等、障害種に応じた指導の専門性の維持・向上や、他校種との連携強化を通じた小・中学校及び高等学校に準ずる教育の指導力向上等、学校全体としての専門性を確保するため、校内研修の活性化を図ります。

(3) 小・中学校等と特別支援学校間の指導の専門性の共有

小・中学校等と特別支援学校の教職員が、小・中学校等の教科指導等に関する研究成果と特別支援学校の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する指導に係る研究成果を共有し、互いの専門性を高め合ったり、インクルーシブ教育システムに係る実践事例等について学び合ったりする機会の設定について検討します。

3 特別支援学校の学習環境の充実

(1) 特別支援学校の今後の在り方についての検討

同一の障害のある幼児児童生徒による一定規模の集団に対して、障害種ごとの専門的指導により幼児児童生徒の能力を可能な限り発揮できるようにすること等を勘案しつつ、複数の障害種に対応した教育を行うことが可能となるよう、学習集団の適正な編制や病弱教育の充実等、地域の実情に応じた適切な特別支援学校の在り方について検討します。

(2) 特別支援学校の基礎的環境整備^{※19}の充実

対象とする障害種に対応した学習環境の整備を行うとともに、老朽化した校舎の長寿命化改修等を計画的に行うほか、教材・教具の整備についても検討します。

また、食育の推進の観点から、栄養教諭等の活用を進めるほか、特別支援学校における医療的ケア・摂食指導について、専門機関等との連携を強化するなど、特別支援学校の基礎的環境整備の充実を図ります。

※19 基礎的環境整備：合理的配慮（障害のある子どもに対して、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと）の基礎となる環境整備。

4 キャリア教育・職業教育の充実

(1) 特別支援学校におけるキャリア教育の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の社会的・職業的自立を目指し、これまで高等部を中心として展開してきた取組について、地域の協力を得ながら、幼稚部・小学部・中学部を含めた学校全体としての取組に広げ、キャリア教育の一層の充実を図ります。

(2) 特別支援学校における職業教育の充実

特別支援学校においては、生徒の進路状況、地域の産業構造等を踏まえた作業学習や産業現場等における実習等職業に関する学習を地域人財や専門学科のある近隣の高等学校、その他関係機関と連携することで充実させ、生徒が主体的に自己の進路を選択し、自己実現ができるよう、職業教育の一層の充実を図ります。

また、県教育庁障害者就労促進センターを活用し、一般事業所への就労移行について特別支援学校への効果的な情報提供について検討します。

(3) 小・中学校等との連携による特別な教育的ニーズのある児童生徒のキャリア教育の充実

小・中学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒の社会的・職業的自立を目指し、小・中学校と特別支援学校の児童生徒が、交流及び共同学習や小・中学校等と特別支援学校が連携したインターンシップの実施等を通じて、共に将来の生き方について考える機会を設定するなど、児童生徒のキャリア教育に係る指導内容や指導方法について共有できる支援体制の構築や研修の充実を図ります。

5 特別支援学校と地域等との連携推進

(1) 地域に開かれた特色ある学校づくり

特別支援学校では、地域に開かれた学校づくりを目指し、学校運営協議会等を通じて、学校運営に地域の声を取り入れ、地域での活動の充実や地域人財の専門性を生かした教育活動等、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進します。

(2) 交流及び共同学習の更なる充実

地域や学校等に対して理解・啓発を図るとともに、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実を図ります。

(3) 生涯を通じた学び、スポーツ・文化活動の推進

障害のある児童生徒が、障害の有無に関わらず、地域社会において、卒業後も生涯を通じて教育やスポーツ・文化活動等の様々な機会に親しみ、幸福で豊かな生活を営むことができるように、地域人財を活用し、地域における活動を充実させるとともに、特別支援学校間のスポーツ・文化活動による交流を行い、生涯学習の基盤づくりに努めます。

附 録

青森県立特別支援学校教育推進プラン （平成23年度～平成28年度）の取組状況

青森県立特別支援学校教育推進プラン（平成23年度～平成28年度）の取組状況

県教育委員会では、平成20年5月、学識経験者等による「青森県特別支援学校在り方検討会議」を設置し、今後の特別支援学校の在り方について諮問を行い、平成21年1月、同会議により答申がまとめられ、特別支援学校の整備・充実の方向性について提言がなされました。本答申に基づき青森県立特別支援学校教育推進プラン（平成23年度～28年度）を策定し、以下のような基本方針の下、取組を進めてきました。

【青森県立特別支援学校教育推進プラン基本方針】

1 複数の障害種別に対応した教育の充実

肢体不自由のある児童生徒が地域の身近な特別支援学校に就学し、障害の特性に応じた専門的な指導を受けられるように、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実を図ります。

2 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実

在籍児童生徒数が多くなり、学校規模が大きくなっている知的障害を対象とする特別支援学校について、児童生徒一人一人が十分に力を発揮できる適切な学習環境の充実を図ります。

3 高等部教育の充実

生徒一人一人の自立と社会参加に必要な生きる力を一層高めるため、病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校高等部について、義務教育段階からの一貫した教育の充実を図るとともに、知的障害を対象とする特別支援学校高等部については、職業的自立を目指した教育の充実を図ります。

4 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援を拡充するため、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。

1 複数の障害種別に対応した教育の充実

以下の特別支援学校において、これまでの知的障害教育部門に加え、肢体不自由を併せ有する児童生徒に対応した教育課程を編成する肢体不自由教育部門を整備しました。

年 度	肢体不自由部門を整備した学校
平成23年度	七戸養護学校、むつ養護学校
平成26年度	森田養護学校

【取組の結果】

(1) 授業の改善

○知的障害教育部門と肢体不自由教育部門が合同で活動する機会ができたことにより、集団活動における合理的配慮の提供に関する教職員の理解が深まり、知的障害教育部門の児童生徒に関する教材教具等の活用や、指導内容、指導の手だて等について授業の改善を図りました。

(2) 校内研修の充実

○肢体不自由教育部門を整備したことにより、摂食や身体の動きについての校内研修を行うこととなり、肢体不自由教育部門だけでなく、知的障害のある児童生徒の自立活動等について研修する機会になりました。

(3) 医療機関との連携

○てんかん発作の服薬等についても保護者や医療機関と連携した取組が行われるなど、学校全体の教育活動の充実と安全安心な学校運営が図られています。

(4) 医療的ケアの充実

○肢体不自由を対象とする特別支援学校4校及び浪岡養護学校において、医療的ケアを実施してきましたが、七戸養護学校とむつ養護学校に看護師資格のある臨時講師を配置するなど医療的ケアへの対応を進めました。なお、平成30年3月の「県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部改正」により、全ての学校において医療的ケアの実施が可能となっています。

2 学校規模の大きい特別支援学校の学習環境の充実

在籍児童生徒数が増加し、学校規模が大きくなっている特別支援学校（知的障害）における適切な学習環境の充実と特別支援学校（病弱）における義務教育段階からの一貫した教育の充実を図ることを目的とし、以下のように整備を進めました。

年 度	整備状況
平成25年度	八戸第二養護学校高等部：旧八戸南高等学校校舎へ移転決定 ※平成29年度 八戸高等支援学校の開校
平成28年度	青森第二養護学校：校舎増築 弘前第一養護学校：校舎増築
平成28年度	弘前第一養護学校高等部を旧岩木高等学校校舎への移転決定 ※平成31年度 移転予定

【取組の結果】

(1) 教室不足の解消や安全面の確保

- 青森第二養護学校では、教室不足を解消するとともに新たに個別学習のスペースを設置しました。弘前第一養護学校においては、平成28年度に校舎を増築したほか、旧岩木高等学校校舎の利活用により、高等部を移転することを決定しました（平成31年度移転予定）。
- 八戸第二養護学校では、高等部を分離独立したことで、普通教室に転用している特別教室の復元により教室不足が解消され、各教科等で学習環境の充実を図りました。さらには、児童生徒の登下校について、スクールバスや施設送迎、保護者送迎等登下校上の安全面での改善を図りました。

3 高等部教育の充実

病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校高等部において、義務教育段階からの一貫した教育の充実を図るため、高等部を設置するとともに、知的障害を対象とする特別支援学校高等部については、社会的・職業的自立を目指した教育の充実を図るために、産業科の設置及び普通科に置いて職業コースを設定しました。

年 度	設置状況
平成23年度	浪岡養護学校高等部青森若葉分教室：青森若葉養護学校高等部として設置
平成25年度	八戸第二養護学校高等部：旧八戸南高等学校校舎へ移転決定 ※平成29年度 八戸高等支援学校開校（普通科と産業科を設置）
平成27年度	弘前第一養護学校及び黒石養護学校：職業コースを設定

【取組の結果】

(1) 青森若葉養護学校

- 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校高等部において、生徒一人一人の自立と社会参加に必要な生きる力を育むため、義務教育段階からの一貫した教育の充実を図りました。
- 小学部・中学部・高等部の各発達の段階に合わせて、自己の病気の理解と健康な生活についての系統的な指導ができるようになりました。

(2) 弘前第一養護学校及び黒石養護学校

- 平成27年度の職業コースの設置により、商業施設の店舗における体験学習や、清掃や喫茶サービスについて外部専門家から学んだことを生かした公共施設における作業体験学習など、職業教育に関連する学習内容を系統立てた教育課程を整備しました。このような学校と各事業所等との一層の連携協力により、より質の高い専門的な職業教育の展開が図られ、一般就労につながった生徒が増えました。

(3) 八戸高等支援学校

- 産業科に「環境・オフィスサービス」と「フードサービス」の2コース、普通科においては「生活」、「社会」、「職業」の3コースを設定しました。食品加工や接客、ビルメンテナンスの実習室を整備し、実習等を行う特別教室の充実を図りました。また、多目的に使える教室や個別指導室、活動量が十分に確保できる体育館やグラウンドを整備し、教育課程と施設・設備両面から職業教育の一層の充実を図りました。このことにより、三八地区の就職を希望する生徒の進学先として、高い関心を集めています。さらには、地域への情報発信や奉仕活動、地域の人財を活用した授業を積極的に実施することで、地域住民の学校理解が進んでおり、地域に開かれた学校づくりが行われています。

4 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

幼稚園等、小・中学校及び高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援を拡充するため、全ての特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図りました。

とりわけ、視覚障害と聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、これまで蓄積してきた各障害に関する専門性を生かし、発達障害に対応できる相談窓口として、次のとおり、支援センターを設置しました。

開設時期	学校	名称	サテライト型の教室 (訪問型教育相談)
平成23年度	弘前聾学校	そだちとまなびの支援センター	
平成26年度	盲学校	ロービジョン相談支援センター	中南、西北、下北
平成27年度	青森聾学校	そだちとまなびの支援センター	下北
	八戸盲学校 八戸聾学校	八戸盲学校・八戸聾学校相談支援センター	上北、三八

【取組の結果】

(1) 発達障害のある幼児児童生徒への支援の充実

- 発達障害のある幼児児童生徒に対しての支援や相談の依頼が増加しており、要請に応じて地域の小・中学校等に在籍する幼児児童生徒への支援や研修会等による教員への支援に適切に対応しています。また、医師等専門家や児童相談所等関係機関との連携が図られています。

(2) サテライト型の教室の配置（訪問型教育相談）

- 視覚障害と聴覚障害を対象とする特別支援学校が未設置の地域にサテライト型の教室を設置したことにより、行動範囲や時間に制約のある幼児児童生徒等が利用しやすくなり、地域における視覚障害教育や聴覚障害教育の充実につながっています。

◇お問い合わせ先

〒030-8540 青森市長島1丁目1番1号

青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室

電 話 017-734-9882

ファックス 017-734-8270

ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/tokubetsu-shien-vision.html>

メールアドレス E-GAKYO@pref.aomori.lg.jp